

七 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(短期売買業務の廃止に伴う短期売買商品から短期売買商品以外の資産への変更)</p> <p>2-1-21の3 <u>法第61条第5項</u>……………</p> <p>(有価証券の譲渡による損益の計上時期)</p> <p>2-1-22 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>イ その法人の有していた株式(出資及び新株予約権を含む。以下2-1-22において同じ。)……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>(相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例)</p> <p>2-1-25 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 債務者につき更生手続が開始されたこと。</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) 更生計画認可の決定……………</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 ……………</p>	<p>(短期売買業務の廃止に伴う短期売買商品から短期売買商品以外の資産への変更)</p> <p>2-1-21の3 <u>法第61条第4項</u>……………</p> <p>(有価証券の譲渡による損益の計上時期)</p> <p>2-1-22 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>イ その法人の有していた株式……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>(相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例)</p> <p>2-1-25 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 債務者につき<u>会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続が開始されたこと。</u></p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) <u>会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定</u>……………</p> <p>④1 ……………</p> <p>2 ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(利息制限法の制限超過利子)</p> <p>2-1-26 .....            (1) .....            (2) .....            (3) .....            .....利子の額を超える部分の金額.....            (注) .....</p> <p>(送金が許可されない利子、配当等の帰属時期の特例)</p> <p>2-1-31 .....            .....措置法第66条の6第1項(内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入).....第66条の9の2第1項(特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課税対象金額等の益金算入).....            .....            (注) .....</p> <p>(デリバティブ取引に係る契約に基づく資産の取得による損益の計上)</p> <p>2-1-35 .....            .....<u>同条第3項</u>.....            (注) 1 .....            2 .....</p>	<p>(利息制限法の制限超過利子)</p> <p>2-1-26 .....            (1) .....            (2) .....            (3) .....            .....利子の額を超える部分の金額 <u>(貸金業法第43条第1項(任意に支払った場合のみなし弁済)の規定の適用を受けた金額を除く。)</u> .....            .....            (注) .....</p> <p>(送金が許可されない利子、配当等の帰属時期の特例)</p> <p>2-1-31 .....            .....措置法第66条の6第1項(内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額の益金算入).....第66条の9の2第1項(特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課税対象金額の益金算入).....            .....            (注) .....</p> <p>(デリバティブ取引に係る契約に基づく資産の取得による損益の計上)</p> <p>2-1-35 .....            .....<u>同条第2項</u>.....            (注) 1 .....            2 .....</p>

改 正 後	改 正 前
(商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期) 2-1-39 ..... .....適格分割又は適格現物出資.....	(商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期) 2-1-39 ..... .....適格分割、適格現物出資又は適格事後設立.....

#### 八 費用及び損失の計算に関する通則

改 正 後	改 正 前
(造成団地の分譲の場合の売上原価の額) 2-2-2 ..... (1) ..... (2) ..... (㊦) .....分割承継法人又は被現物出資法人.....分割法人 又は現物出資法人.....	(造成団地の分譲の場合の売上原価の額) 2-2-2 ..... (1) ..... (2) ..... (㊦) .....分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人..... .....分割法人、現物出資法人又は事後設立法人.....

#### 九 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
(取得条項付株式の取得等の際し 1 株未満の株式の代金を株主等に交付した場合 の取扱い) 2-3-1 <u>法第 61 条の 2 第 13 項第 2 号</u> ..... .....	(取得条項付株式の取得等の際し 1 株未満の株式の代金を株主等に交付した場合 の取扱い) 2-3-1 <u>法第 61 条の 2 第 14 項第 2 号</u> ..... .....

改 正 後	改 正 前
(信用取引等及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される有価証券の取得価額)	(信用取引等及びデリバティブ取引に係る契約に基づいて取得される有価証券の取得価額)
2-3-13 法第61条の4第3項……………法第61条の5第3項…………… …………… <u>令第119条第1項第26号</u> ……………	2-3-13 法第61条の4第2項…………… <u>法第61条の5第2項</u> …………… …………… <u>令第119条第1項第25号</u> ……………
(追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い)	(追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い)
2-3-23 <u>令第119条の3第9項</u> …………… (注) ……………	2-3-23 <u>令第119条の3第8項</u> …………… (注) ……………
(取引所売買有価証券の気配相場)	(取引所売買有価証券の気配相場)
2-3-30 …………… (注) …………… …………… <u>制限値幅の基準となる価格</u> ……………	2-3-30 …………… (注) …………… …………… <u>制限値幅となる価格</u> ……………
(みなし決済損益額)	(みなし決済金額)
2-3-39 …………… ……………「 <u>みなし決済損益額</u> 」……………規則第27条の7第3項各号 ( <u>みなし決済損益額</u> )…………… <u>当該みなし決済損益額</u> …………… <u>当該みなし決済損益額</u> …………… (1) …………… …………… <u>みなし決済損益額</u> …………… <u>みなし決済損益額</u> …………… …………… (2) …………… イ …………… …………… <u>みなし決済損益額</u> ……………	2-3-39 …………… ……………「 <u>みなし決済金額</u> 」……………規則第27条の7第3項各号 ( <u>みなし決済金額</u> )…………… <u>当該みなし決済金額</u> …………… <u>当該みなし決済金額</u> …………… <u>当該みなし決済金額</u> …………… (1) …………… …………… <u>みなし決済金額</u> …………… <u>みなし決済金額</u> …………… …………… (2) …………… イ …………… …………… <u>みなし決済金額</u> ……………

改 正 後	改 正 前
ロ ..... ..... <u>みなし決済損益額</u> ..... (3) ..... <u>みなし決済損益額</u> ..... <u>みなし決済損益額</u> ..... ..... <u>みなし決済損益額</u> ..... <u>みなし決済損益額</u> ..... イ ..... ロ ..... (4) ..... <u>みなし決済損益額</u> ..... イ ..... <u>みなし決済損益額</u> ..... ロ ..... ..... <u>みなし決済損益額</u> ..... (注)1 「取引所に <u>上場されている</u> デリバティブ取引」 ..... <u>みなし決</u> <u>済損益額</u> ..... 2 <u>みなし決済損益額</u> ..... 3 「取引所に <u>上場されている</u> デリバティブ取引」 .....  (債務保証等類似デリバティブ取引の意義) 2-3-40 2-3-39( <u>みなし決済損益額</u> ) .....  (有価証券等に組み込まれたデリバティブ取引の取扱い) 2-3-42 ..... (注)1 ..... 2 ..... 3 ..... ..... 「 <u>みなし決済損益額</u> 」 ..... <u>評価益又は評価損</u> ... .....	ロ ..... ..... <u>みなし決済金額</u> ..... (3) ..... <u>みなし決済金額</u> ..... <u>みなし決済金額</u> ..... ..... <u>みなし決済金額</u> ..... <u>みなし決済金額</u> ..... イ ..... ロ ..... (4) ..... <u>みなし決済金額</u> ..... イ ..... <u>みなし決済金額</u> ..... ロ ..... ..... <u>みなし決済金額</u> ..... (注)1 「取引所に <u>上場している</u> デリバティブ取引」 ..... <u>みなし決済</u> <u>金額</u> ..... 2 <u>みなし決済金額</u> ..... 3 「取引所に <u>上場している</u> デリバティブ取引」 .....  (債務保証等類似デリバティブ取引の意義) 2-3-40 2-3-39( <u>みなし決済金額</u> ) .....  (有価証券等に組み込まれたデリバティブ取引の取扱い) 2-3-42 ..... (注)1 ..... 2 ..... 3 ..... ..... 「 <u>利益の額又は損失の額に相当する金額</u> 」 ..... ..... <u>評価益又は評価損の額</u> .....

改 正 後	改 正 前
4 .....	4 .....
5 .....	5 .....
..... <u>法第61条の5第3項</u> .....	..... <u>法第61条の5第2項</u> .....
(繰延ヘッジ処理の対象となる取引の範囲)	(繰延ヘッジ処理の対象となる取引の範囲)
2-3-45 .....	2-3-45 .....
..... <u>同条第4項</u> .....	..... <u>同条第2項</u> .....
(1) .....	(1) .....
(2) .....	(2) .....
(ヘッジ手段の指定の単位)	(ヘッジ手段の指定の単位)
2-3-46 .....	2-3-46 .....
(1) .....	(1) .....
(2) .....	(2) .....
(注) .....	(注) .....
.....「 <u>みなし決済損益額</u> 」.....	.....「 <u>利益の額又は損失の額に相当する金額</u> 」.....
(ヘッジとして有効である部分の金額の特例)	(ヘッジとして有効である部分の金額の特例)
2-3-51 .....	2-3-51 .....
..... <u>ヘッジの引継ぎをした場合</u> ..... <u>前項に規定する適格</u>	..... <u>前項に規定する場合</u> ..... <u>同項に規定する適格組織再</u>
<u>合併等</u> .....	<u>編成</u> .....

十 受取配当等の金額

改 正 後	改 正 前
(証券投資信託の一部の解約による収益の分配の意義)	(証券投資信託の一部の解約による収益の分配の意義)
3-1-3 <u>令第19条第1項第2号</u> ……………	3-1-3 <u>令第19条の2第1項第2号</u> ……………
(新株予約権付社債に係る新株予約権を行使した場合の短期所有株式等の判定)	(新株予約権付社債に係る新株予約権を行使した場合の短期所有株式等の判定)
3-1-4 ……………	3-1-4 ……………
…………… <u>法第23条第2項</u> ……………	…………… <u>法第23条第3項</u> ……………
……………	……………
(短期所有株式等に該当するかどうかの判定)	(短期所有株式等に該当するかどうかの判定)
3-1-5 <u>法第23条第2項</u> ……………	3-1-5 <u>法第23条第3項</u> ……………
(受益権の銘柄)	(受益権の銘柄)
3-1-6 <u>法第23条第2項</u> ……………	3-1-6 <u>法第23条第3項</u> ……………
(配当等の額の支払に係る効力が生ずる日)	(配当等の額の支払に係る効力が生ずる日)
3-1-7の2 ……………	3-1-7の2 ……………
また、 <u>令第22条の2第3項</u> (完全子法人株式等の範囲)及び第22条の3第1項(関係法人株式等の範囲)……………	また、 <u>令第22条の2第1項</u> (関係法人株式等の範囲等)……………
(保有期間が6月に満たない関係法人株式等に係る配当等)	(保有期間が6月に満たない関係法人株式等に係る配当等)
3-1-7の3 <u>法第23条第6項</u> (受取配当等の益金不算入)に規定する「 <u>関係法人株式等</u> 」に係る配当等…………… <u>令第22条の3第1項及び第2項</u> ( <u>関係法人株式等の範囲</u> )……………	3-1-7の3 <u>法第23条第1項</u> (受取配当等の益金不算入)に規定する <u>関係法人株式等</u> に係る配当等…………… <u>令第22条の2第1項及び第2項</u> ( <u>関係法人株式等の範囲等</u> )……………

改 正 後	改 正 前
<p>(配当等の額の支払に係る効力が生ずる日が2以上ある場合の関係法人株式等の判定)</p> <p>3-1-7の4 .....</p> <p><u>(自己株式等の取得が予定されている株式等)</u></p> <p>3-1-8 法第23条第3項(自己株式の取得が予定された株式に係る受取配当等の益金不算入の不適用)に規定する「その配当等の額の生ずる基因となる同号に掲げる事由が生ずることが予定されているもの」とは、法人が取得する株式又は出資(以下3-1-8において「株式等」という。)について、その株式等の取得時において法第24条第1項第4号(自己株式等の取得)に掲げる事由が生ずることが予定されているものをいうことから、例えば、<u>上場会社等が自己の株式の公開買付けを行う場合における公開買付期間(金融商品取引法第27条の5に規定する「公開買付期間」をいう。以下3-1-8において同じ。)中に、法人が当該株式を取得したときの当該株式がこれに該当する。</u></p> <p><u>(注) 法人が、公開買付けを行っている会社の株式をその公開買付期間中に取得した場合において、当該株式についてその公開買付けによる買付けが行われなかったときには、その後当該株式に法第24条第1項第4号に掲げる事由が生じたことにより同項に規定する配当等の額を受けたとしても、当該配当等の額については法第23条第3項の規定の適用がないことに留意する。</u></p> <p><u>(完全子法人株式等に係る配当等の額)</u></p> <p>3-1-9 法人が、株式又は出資の全部を直接又は間接に保有していない他の法人(内国法人に限る。)から配当等の額(法第23条第1項(受取配当等の益</p>	<p>(配当等の額の支払に係る効力が生ずる日が2以上ある場合の関係法人株式等の判定)</p> <p>3-1-7の4 .....</p> <p><u>配当等が法第23条第1項(受取配当等の益金不算入)に規定する連結法人株式等に係る配当等に該当するかどうかについても、同様とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>金不算入)に規定する配当等の額をいう。)を受けた場合において、当該法人が保有する当該他の法人の株式又は出資が令第22条の2(完全子会社株式等の範囲)に規定する要件を満たすときには、当該配当等の額は法第23条第5項に規定する完全子法人株式等に係る配当等の額に該当することに留意する。</p>	

### 十一 負債の利子の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(あん分計算の基礎となる株式等の範囲)</p> <p>3-2-8 <u>令第22条第1項第2号(関係法人株式等の帳簿価額)に規定する「期末関係法人株式等」又は同条第2項第2号(完全子法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等の帳簿価額)に規定する「期末完全子法人株式等及び期末関係法人株式等のいずれにも該当しない株式及び出資」、「特定株式投資信託の受益権」若しくは「証券投資信託の受益権」</u>……………</p> <p>(株式等に係る負債の利子の簡便計算)</p> <p>3-2-12 <u>令第22条第5項</u>……………平成22年4月1日から平成24年3月31日まで……………</p> <p>(負債利子控除割合の計算)</p> <p>3-2-13 <u>令第22条第5項</u>……………</p> <p>(合併の場合の基準年度)</p> <p>3-2-14 <u>法人を合併法人とする適格合併が行われている場合</u>……………  <u>被合併法人に係る基準年度は、平成22年4月1日から平成24年3月31日ま</u></p>	<p>(あん分計算の基礎となる株式等の範囲)</p> <p>3-2-8 <u>令第22条第1項第2号(連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等の帳簿価額)に規定する「連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式及び出資」若しくは「証券投資信託の受益権」又は同条第2項第2号(関係法人株式等の帳簿価額)に規定する「関係法人株式等」</u>……………</p> <p>(株式等に係る負債の利子の簡便計算)</p> <p>3-2-12 <u>令第22条第3項</u>……………平成10年4月1日から平成12年3月31日まで……………</p> <p>(負債利子控除割合の計算)</p> <p>3-2-13 <u>令第22条第3項</u>……………</p> <p>(合併の場合の基準年度)</p> <p>3-2-14 <u>法人が当該法人を合併法人とする合併を基準年度中に行っている場合</u>……………  <u>被合併法人の基準年度は、平成10年4月1日以後開始する</u></p>

改 正 後	改 正 前
<u>での間に開始する被合併法人の各事業年度</u> ……………	<u>事業年度からその合併の日の前日を含む事業年度までの各事業年度</u> …………… ……………

## 十二 外国子会社から受ける配当等

改 正 後	改 正 前
(外国子会社の要件のうち「その状態が継続していること」の意義) 3-3-1 …………… <u>令第22条の4第1項</u> ……………	(外国子会社の要件のうち「その状態が継続していること」の意義) 3-3-1 …………… <u>令第22条の3第1項</u> ……………
(一の事業年度に2以上の剰余金の配当等を同一の外国法人から受ける場合の外国子会社の判定) 3-3-2 …………… …………… <u>令第22条の4第1項</u> ……………	(一の事業年度に2以上の剰余金の配当等を同一の外国法人から受ける場合の外国子会社の判定) 3-3-2 …………… …………… <u>令第22条の3第1項</u> ……………
(租税条約の適用がある場合の外国子会社の判定) 3-3-3 …………… …………… <u>令第22条の4第5項</u> ……………	(租税条約の適用がある場合の外国子会社の判定) 3-3-3 …………… …………… <u>令第22条の3第4項</u> ……………
<u>(自己株式等の取得が予定されている株式等)</u> 3-3-4 <u>法第23条の2第2項(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)</u> <u>の規定を適用する場合における同項に規定する「その剰余金の配当等の額の生ずる基因となる同号に掲げる事由が生ずることが予定されているもの」については、3-1-8(自己株式等の取得が予定されている株式等)の取扱いを準用する。</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
(外国源泉税等の額を課されたことを証する書類) <u>3-3-5</u> .....	(外国源泉税等の額を課されたことを証する書類) <u>3-3-4</u> .....

### 十三 資産の評価益

改 正 後	改 正 前
(上場有価証券等の価額) 4-1-4 ..... .....再生計画認可の決定..... (注) .....  (上場有価証券等以外の株式の価額) 4-1-5 ..... .....再生計画認可の決定..... (1) ..... (2) ..... (3) ..... (4) .....  (上場有価証券等以外の株式の価額の特例) 4-1-6 ..... .....再生計画認可の決定..... (1) ..... (2) ..... (3) .....	(上場有価証券等の価額) 4-1-4 ..... ..... <u>民事再生法の規定による</u> 再生計画認可の決定..... (注) .....  (上場有価証券等以外の株式の価額) 4-1-5 ..... ..... <u>民事再生法の規定による</u> 再生計画認可の決定..... (1) ..... (2) ..... (3) ..... (4) .....  (上場有価証券等以外の株式の価額の特例) 4-1-6 ..... ..... <u>民事再生法の規定による</u> 再生計画認可の決定..... (1) ..... (2) ..... (3) .....

改 正 後	改 正 前
<p>(減価償却資産の時価)</p> <p>4-1-8 .....  .....再生計画認可の決定.....  (注) .....</p>	<p>(減価償却資産の時価)</p> <p>4-1-8 .....  .....<u>民事再生法の規定による</u>再生計画認可の決定.....  (注) .....</p>

#### 十四 受贈益

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益</b></p> <p><u>(寄附金の額に対応する受贈益)</u></p> <p>4-2-4 内国法人が当該内国法人との間に完全支配関係（法人による完全支配関係に限る。以下4-2-6までにおいて同じ。）がある他の内国法人から受けた受贈益の額が、当該他の内国法人において法第37条第7項（寄附金の損金不算入）に規定する寄附金の額に該当する場合であっても、例えば、当該他の内国法人が公益法人等であり、その寄附金の額が当該他の内国法人において法人税が課されない収益事業以外の事業に属する資産のうちから支出されたものであるときには、当該寄附金の額を当該他の内国法人において損金の額に算入することができないのであるから、当該受贈益の額は法第25条の2第1項（完全支配関係のある法人間の受贈益の益金不算入）に規定する「寄附金の額に対応するもの」に該当しないことに留意する。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>



## 十五 償却限度額等

改 正 後	改 正 前
<p>(適格合併等により引継ぎを受けた減価償却資産の償却)</p> <p>7-4-15 .....</p> <p>.....<u>被現物分配法人</u>.....<u>適格現物分配</u>.....<u>現</u> <u>物分配法人</u>.....</p> <p>(注) .....</p>	<p>(適格合併等により引継ぎを受けた減価償却資産の償却)</p> <p>7-4-15 .....</p> <p>.....<u>被事後設立法人</u>.....<u>適格事後設立</u>.....<u>事</u> <u>後設立法人</u>.....</p> <p>(注) .....</p>

## 十六 繰延資産の意義及び範囲等

改 正 後	改 正 前
<p>(移転資産等と密接な関連を有する繰延資産)</p> <p>8-1-14 .....</p> <p>(1) <u>適格分割又は適格現物出資</u>.....</p> <p>(2) .....<u>適格分割、適格現物出資又は適格現物分配</u>..... 法第32条第2項(<u>適格分割等</u>により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入).....</p> <p>(3) <u>適格分割又は適格現物出資</u>.....</p> <p>(双方に関連を有する繰延資産の引継ぎ)</p> <p>8-1-15 <u>適格分割又は適格現物出資</u>.....</p>	<p>(移転資産等と密接な関連を有する繰延資産)</p> <p>8-1-14 .....</p> <p>(1) <u>適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立</u> (以下 <u>8-1-15 までにおいて「適格分割型分割等」という。</u>).....</p> <p>(2) .....<u>適格分割型分割等</u>.....法第32条第2項(<u>適格分</u> <u>社型分割等</u>により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入).....</p> <p>(3) <u>適格分割型分割等</u>.....</p> <p>(双方に関連を有する繰延資産の引継ぎ)</p> <p>8-1-15 <u>適格分割型分割等</u>.....</p>

十七 資産の評価損

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>適格分割等に係る期中補修用部品在庫調整勘定の設定等</u>)</p> <p>9-1-6 の 5 法人が<u>適格分割等</u> (<u>適格分割</u>、<u>適格現物出資又は適格現物分配</u>  <u>被現物分配法人</u>……………<u>当該適格分割等</u>……………            ……<u>当該適格分割等</u>……………            ……<u>当該適格分割等</u>……………</p> <p>(<u>適格組織再編成に係る補修用部品在庫調整勘定等の引継ぎ</u>)</p> <p>9-1-6 の 6 ……………            ……<u>適格現物分配</u>……………<u>被現物分配法人</u>……………            (1) ……………            (2) <u>適格分割等</u> ……………<u>当該適格分割等</u>……………</p> <p>(<u>適格組織再編成に係る単行本在庫調整勘定の設定等</u>)</p> <p>9-1-6 の 11 ……………            ……<u>適格分割等</u>……………</p>	<p>(<u>適格分社型分割等に係る期中補修用部品在庫調整勘定の設定等</u>)</p> <p>9-1-6 の 5 法人が<u>適格分社型分割等</u> (<u>適格分社型分割</u>、<u>適格現物出資又は</u>  <u>適格事後設立</u>……………<u>被事後設立法人</u>……………<u>当該適格分社型</u>  <u>分割等</u>……………<u>当該適格分社型分割等</u>……………            ……<u>当該適格分社型分割等</u>……………</p> <p>(<u>適格組織再編成に係る補修用部品在庫調整勘定等の引継ぎ</u>)</p> <p>9-1-6 の 6 ……………            ……<u>適格事後設立</u>……………<u>被事後設立法人</u>……………            (1) ……………            (2) <u>適格分割型分割</u> 9-1-6 の 2 により<u>当該適格分割型分割の日の前日の</u>  <u>属する事業年度において繰り入れをした補修用部品在庫調整勘定の金額のう</u>  <u>ち当該適格分割型分割に係る分割承継法人に移転する補修用部品在庫調整勘</u>  <u>定の設定の対象となる補修用部品の当該事業年度終了の時点における帳簿価額</u>  <u>に対応する部分の金額</u>            (3) <u>適格分社型分割等</u> ……………<u>当該適格分社型分割等</u>……………            (注) (2)により分割承継法人に引き継いだ金額は、9-1-6 の 3 の適用がない  <u>のであるから留意する。</u></p> <p>(<u>適格組織再編成に係る単行本在庫調整勘定の設定等</u>)</p> <p>9-1-6 の 11 ……………            ……<u>適格分社型分割等</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(上場有価証券等以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定)</p> <p>9 - 1 - 9 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>イ 特別清算開始の命令があったこと。</p> <p>ロ 破産手続開始の決定があったこと。</p> <p>ハ 再生手続開始の決定があったこと。</p> <p>ニ 更生手続開始の決定があったこと。</p> <p>(2) .....</p>	<p>(上場有価証券等以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定)</p> <p>9 - 1 - 9 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>イ <u>会社法の規定による</u>特別清算開始の命令があったこと。</p> <p>ロ <u>破産法の規定による</u>破産手続開始の決定があったこと。</p> <p>ハ <u>民事再生法の規定による</u>再生手続開始の決定があったこと。</p> <p>ニ <u>会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による</u>更生手続開始の決定があったこと。</p> <p>(2) .....</p>

## 十八 役員給与等

改 正 後	改 正 前
<p>(債務の免除による利益その他の経済的な利益)</p> <p>9 - 2 - 9 法第 34 条第 4 項(役員給与) .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(5) .....</p> <p>(6) .....</p> <p>(7) .....</p> <p>(8) .....</p>	<p>(債務の免除による利益その他の経済的な利益)</p> <p>9 - 2 - 9 法第 34 条第 4 項(役員給与)、<u>法第 35 条第 1 項(特殊支配同族会社の役員給与)</u> .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(5) .....</p> <p>(6) .....</p> <p>(7) .....</p> <p>(8) .....</p>

改 正 後	改 正 前
(9) .....	(9) .....
(10) .....	(10) .....
(11) .....	(11) .....
(12) .....	(12) .....
(生計の支援を受けているもの)	(生計の支援を受けているもの)
9-2-40 <u>令第72条第3号</u> .....	9-2-40 <u>令第72条の3第3号</u> .....
(生計を一にすること)	(生計を一にすること)
9-2-41 法人が <u>令第72条第4号</u> .....	9-2-41 法人が <u>令第72条の3第4号</u> .....
(支給額の通知)	(支給額の通知)
9-2-43 .....	9-2-43 .....
..... <u>令第72条の3第2号イ</u> .....	..... <u>令第72条の5第2号イ</u> .....
(同時期に支給を受けるすべての使用人)	(同時期に支給を受けるすべての使用人)
9-2-44 .....	9-2-44 .....
..... <u>令第72条の3第2号イ</u> .....	..... <u>令第72条の5第2号イ</u> .....
(廃 止)	<b><u>第10款 特殊支配同族会社の役員給与</u></b>
(廃 止)	<b><u>(業務主宰役員の意義)</u></b>
	<b><u>9-2-53 法第35条第1項(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入)に規定する「法人の業務を主宰している役員」とは、会社の経営に最も中心的に関わっている役員1人をいう。この場合、最も中心的に関わっているかは、事業</u></b>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>計画の策定、多額の融資契約の実行、人事権の行使等に際しての意思決定の状況や役員給与の多寡等を総合的に勘案して判定する。</u></p> <p><u>(常務に従事する役員の意味)</u></p> <p><u>9-2-54 法第35条第1項(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入)に規定する「常務に従事する役員」とは、会社の経営に関する業務を役員として実質的に、日常継続的に遂行している役員をいう。</u></p> <p><u>④1 使用人兼務役員のうち、その者に対する役員給与のうち役員としての職務に対する給与がその会社の使用人としての職務に対する給与を超えるような者は「常務に従事する役員」に該当するが、単に取締役会の構成員として業務執行に関する意思決定に参画するだけの者は「常務に従事する役員」に該当しない。</u></p> <p><u>2 会計参与や監査役は、通常は「常務に従事する役員」に該当しない。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(特殊支配同族会社の判定)</u></p> <p><u>9-2-55 法第35条第1項(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入)に規定する特殊支配同族会社(以下9-2-56において「特殊支配同族会社」という。)に該当するかどうかの判定に当たっては、1-3-1(株式会社における同族会社の判定)から1-3-8(同一の内容の議決権を行使することに同意している者がある場合の同族会社の判定)までの取扱い(1-3-5(同族会社の判定の基礎となる株主等)の取扱いを除く。)を準用する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(基準期間に含まれない事業年度等)</u></p> <p><u>9-2-56 特殊支配同族会社の当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>度。以下9-2-56において同じ。）のうちに、特殊支配同族会社に該当しない事業年度がある場合には、最後非該当事業年度（当該特殊支配同族会社に該当しない事業年度のうち、最も新しい事業年度をいう。）前の各事業年度は、当該各事業年度のうちのいずれかの事業年度が特殊支配同族会社に該当するときであっても、令第72条の2第5項（特殊支配同族会社の基準所得金額の計算）に規定する基準期間（以下9-2-57において「基準期間」という。）に含まれない。</u></p> <p><u>（基準期間における期末業務主宰役員等の判定）</u></p> <p><u>9-2-57 基準期間に含まれる各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下9-2-57において同じ。）の中途において業務主宰役員に異動があった場合において、令第72条の2第11項（業務主宰役員給与額の意義）に規定する期末業務主宰役員又は期中業務主宰役員に該当するかどうかは、当該基準期間に含まれる各事業年度の終了の時にそれぞれ判定する。</u></p> <p><u>（損金不算入額の特例計算に関する書類の書式）</u></p> <p><u>9-2-58 令第72条の2第4項（特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額の特例計算）に規定する「合算対象給与額その他財務省令で定める事項について記載した書類」は、附表の書式（これに準ずる書式を含む。）による。</u></p>

(廃止)

(廃止)

改 正 後

改 正 前

付 表

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額の特例計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
	・	・		

I 合算対象給与額を支給する法人（他の特殊支配同族会社）に関する事項

名 称	1	本店又は主たる事務所の所在地	3			
納 税 地	2	合算対象給与額	4			
株式数等、議決権数又は社員数による判定	特殊支配同族会社の期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額(21の①)		5			
	同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の株式数又は出資の金額(18の①)		6			
	株 式 数 等 に よ る 判 定 (6)/(5)		7			
	%					
	特殊支配同族会社の期末現在の議決権の総数(21の②)		8			
	同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の議決権の数(18の②)		9			
	議 決 権 の 数 に よ る 判 定 (9)/(8)		10			
	%					
	特殊支配同族会社の期末現在の社員の総数		11			
	同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の社員の数		12			
	社 員 の 数 に よ る 判 定 (11)/(12)		13			
	%					
	株式数等、議決権数又は社員数による判定割合(7)、10又は13のうち最も高い割合)		14			
	%					
常務従事役員数による判定	特殊支配同族会社の期末現在の常務に従事する役員の数(21の③)		15			
同上のうち、業務主宰役員及び業務にに従事する業務主宰役員関連者の数(18の③)		16				
常 務 従 事 役 員 数 に よ る 判 定 割 合 (16)/(15)		17				
%						
区 分	氏名又は法人名	業務主宰役員上の統一名	役 職 名	株式数 ①	議決権数 ②	常務従事役員の別 ③
業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等に関する事項 (A)	本人					常務従事役員
	業務に 関係する者					常務従事役員・常務従事役員以外
						常務従事役員・常務従事役員以外
						常務従事役員・常務従事役員以外
						常務従事役員・常務従事役員以外
						常務従事役員・常務従事役員以外
						常務従事役員・常務従事役員以外
						常務従事役員・常務従事役員以外
						常務従事役員・常務従事役員以外
						常務従事役員・常務従事役員以外
	小 計			18		△
	(③にあっては、常務従事役員の総数)					
常務に従事する役員に関する事項(B)						常務従事役員
						常務従事役員
						常務従事役員
(A)に記載した者を除く)						常務従事役員
	小 計			19		△
株主等に関する事項(C)						
(A)に記載した者及び(B)に記載した者を除く)						
	小 計			20		
	合 計 (18+19+20)			21		△
	(③にあっては、18+19)					

II 添付書類

合算対象給与額の支給金額を証する書類の写し	22	有
その他 ( )	23	有・無

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額の  
特例計算に関する明細書の記載の仕方

1. この明細書は、法人税法施行令（以下「施行令」といいます。）第72条の2第2項（特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額の特例計算）の規定の適用を受ける特殊支配同族会社（法人税法第35条第1項（特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入）に規定する特殊支配同族会社をいいます。以下同じ。）が、施行令第72条の2第4項に基づき納税地の所轄税務署長に提出することとされている同項に規定する合算対象給与額その他財務省令で定める事項について記載した書類として使用します。
2. 「Ⅰ 合算対象給与額を支給する法人（他の特殊支配同族会社）に関する事項」の各欄は、特殊支配同族会社の当該事業年度終了の時の現況により次のとおり記載します。  
なお、特殊支配同族会社の当該事業年度終了の日が他の特殊支配同族会社の事業年度終了の日と同日である場合には、「常務に従事する役員に関する事項(B)」以外の各欄については、当該各欄の記載に代えて、当該他の特殊支配同族会社の別表2及び別表14(1)の写しを添付することとして差し支えありません。  
① 「名称1」及び「納税地2」は、施行令第72条の2第2項に規定する合算対象給与額（以下「合算対象給与額」といいます。）を支給する他の特殊支配同族会社の名称及び納税地を記載します。  
② 「本店又は主たる事務所の所在地3」は、合算対象給与額を支給する他の特殊支配同族会社の納税地とその本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合に、その本店又は主たる事務所の所在地を記載します。  
③ 「合算対象給与額4」は、他の特殊支配同族会社が支給する合算対象給与額を記載します。  
④ 「特殊支配同族会社の期末現在の議決権の総数8」から「議決権の数による判定(9)/(8)10」までの各欄及び「業務主宰役員及び業務主宰役員関連者に関する事項(A)」から「株主等に関する事項(C)」までの「議決権数②」の各欄は、他の特殊支配同族会社が施行令第72条第2項第2号イからニまで（業務主宰役員関連者の範囲）に掲げる議決権に関して内容の異なる種類の株式（出資を含みます。以下「種類株式」といいます。）を発行していない場合には、記載を要しません。  
⑤ 他の特殊支配同族会社が種類株式を発行している場合には、次により記載します。  
イ 「特殊支配同族会社の期末現在の議決権の総数8」から「議決権の数による判定(9)/(8)10」までの各欄に記載すべき総数、数及び割合（以下「判定割合」といいます。）は、その議決権に係る判定割合のうち最も高い割合の計算の基礎となった議決権の総数、数及び判定割合を記載します。  
ロ 他の特殊支配同族会社が発行している種類株式の内容に関する明細及び上記イの計算の基礎となった議決権以外のものに係る判定割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。  
⑥ 「特殊支配同族会社の期末現在の社員の総数11」から「社員の数による判定12/(11)13」までの各欄は、他の特殊支配同族会社が合名会社、合資

- 会社又は合同会社（以下「持分会社」といいます。）である場合に限り、記載します。  
ただし、「株式数等による判定(6)/(5)7」又は「議決権の数による判定(9)/(8)10」の欄のうちいずれかの判定により特殊支配同族会社に該当する場合には、「11」から「13」までの各欄の記載は要しません。
- (7) 持分会社である会社が業務を執行する社員（以下「業務執行社員」といいます。）を定めている場合は次により記載します。  
イ 「特殊支配同族会社の期末現在の社員の総数11」及び「同上のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等の数12」の各欄は、業務執行社員の総数及び数を記載します。  
ロ 業務執行社員に該当する者については、「氏名又は法人名」の欄にその旨を記載します。
  - (8) 「業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等に関する事項(A)」の各欄は、他の特殊支配同族会社の施行令第72条第1項第1号（特殊支配同族会社の判定等）に規定する業務主宰役員（以下「業務主宰役員」といいます。）及び同条第3項第1号に規定する業務主宰役員グループ（以下「業務主宰役員グループ」といいます。）に属する者について記載します。この場合において、業務主宰役員グループに属する者のうち、①業務主宰役員にあつては「業務主宰役員」の欄に、②その同族会社の役員である者及び同条第1項第6号から第8号までに掲げる法人である株主等にあつては「業務主宰役員関連者」の各欄に、③それ以外の株主等にあつては「同上以外の者」の各欄に、それぞれ記載します。
  - (9) 「業務主宰役員及び業務主宰役員関連者等に関する事項(A)」の「常務従事役員の別③」は、役員としての職務につき常務に従事しているかどうかの別により判定します。
  - (10) 「常務に従事する役員に関する事項(B)」の各欄は、他の特殊支配同族会社の常務に従事する役員のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員関連者のいずれにも該当しない役員について記載します。
  - (11) 「株主等に関する事項(C)」の各欄は、他の特殊支配同族会社の株主等のうち、業務主宰役員及び業務主宰役員グループに属する者並びに常務に従事する役員のいずれにも該当しない株主等について記載します。
3. 「Ⅱ 添付書類」の各欄は、次のとおり記載します。  
(1) この明細書には、他の特殊支配同族会社が作成した合算対象給与額の支給金額を証する書類でその支給金額が支給時期ごとに記載されているものの写しを添付し、「合算対象給与額の支給金額を証する書類の写し22」の「有」を○で囲みます。  
(2) 上記2により他の特殊支配同族会社の別表2及び別表14(1)の写しを添付した場合又は上記2の(5)ロにより明細書を添付した場合には、「その他( )23」の「( )」に添付した書類の名称を記載するとともに「有・無」の「有」を○で囲み、それ以外の場合には、「有・無」の「無」を○で囲みます。

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 10 款</u> 新株予約権を対価とする費用等</p> <p>(役務の提供の対価として発行される新株予約権)</p> <p><u>9-2-53</u> .....</p> <p><u>第 11 款</u> 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡</p> <p>(株式譲渡請求権の意義)</p> <p><u>9-2-54</u> .....</p>	<p><u>第 11 款</u> 新株予約権を対価とする費用等</p> <p>(役務の提供の対価として発行される新株予約権)</p> <p><u>9-2-59</u> .....</p> <p><u>第 12 款</u> 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡</p> <p>(株式譲渡請求権の意義)</p> <p><u>9-2-60</u> .....</p>

## 十九 寄附金

改 正 後	改 正 前
<p>(手形で支払った寄附金)</p> <p><u>9-4-2 の 4 令第 78 条</u>.....</p> <p><u>第 2 款 完全支配関係がある法人間の寄附金</u></p> <p><u>(完全支配関係がある他の内国法人に対する寄附金)</u></p> <p><u>9-4-2 の 5 内国法人が他の内国法人に対して寄附金を支出した場合におい</u> <u>て、当該内国法人と当該他の内国法人との間に一の者(法人に限る。)</u> <u>による完全支配関係がある場合には、当該内国法人及び当該他の内国法人の発行済株</u> <u>式等の全部を当該一の者を通じて個人が間接に保有することによる完全支配</u> <u>関係があるときであっても、当該寄附金の額には法第 37 条第 2 項(完全支配関</u></p>	<p>(手形で支払った寄附金)</p> <p><u>9-4-2 の 4 令第 78 条第 1 項</u>.....</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>係がある法人間の寄附金の損金不算入)の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(受贈益の額に対応する寄附金)</u></p> <p><u>9-4-2の6 内国法人が当該内国法人との間に完全支配関係(法人による完全支配関係に限る。)がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額が、当該他の内国法人において法第25条の2第2項(受贈益の益金不算入)に規定する受贈益の額に該当する場合であっても、例えば、当該他の内国法人が公益法人等であり、その受贈益の額が当該他の内国法人において法人税が課されない収益事業以外の事業に属するものとして区分経理されているときには、当該受贈益の額を当該他の内国法人において益金の額に算入することができないのであるから、当該寄附金の額は法第37条第2項(完全支配関係のある法人間の寄附金の損金不算入)に規定する「受贈益の額に対応するもの」に該当しないことに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3款 国等に対する寄附金</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4款 被災者に対する義援金等</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5款 その他</u></p>	<p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2款 国等に対する寄附金</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第3款 被災者に対する義援金等</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4款 その他</u></p>

二十 租税公課等

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(適格合併の場合の被合併法人の最後事業年度分の事業税及び地方法人特別税の損金算入)</u></p> <p><u>9-5-2 の 2 適格合併に係る被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度</u>  <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)に係</u>  <u>る事業税及び地方法人特別税は、合併法人においてその額が具体的に確定した</u>  <u>事業年度の損金の額に算入する。</u></p>

二十一 貸倒損失

改 正 後	改 正 前
<p>(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)</p> <p>9-6-1 .....</p> <p>(1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定.....</p> <p>(2) 特別清算.....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(適格組織再編成に係る返品債権特別勘定の設定等)</p> <p>9-6-8 .....</p> <p>.....<u>適格分割等</u>.....</p>	<p>(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)</p> <p>9-6-1 .....</p> <p>(1) <u>会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定に</u>  <u>よる更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定</u>.....</p> <p>(2) <u>会社法の規定による特別清算</u>.....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(適格組織再編成に係る返品債権特別勘定の設定等)</p> <p>9-6-8 .....</p> <p>.....<u>適格分社型分割等</u>.....</p>